

一般競争入札実施要領

【令和6年奈良市生涯学習センター等の自動販売機設置に係る教育財産の貸付け】

※ この入札に参加するには、事前に申込みが必要です ※

事前参加申込期間

自：令和6年4月 9日（火）

至：令和6年4月19日（金）

公益財団法人奈良市生涯学習財団

1 貸付物件

落札者は、落札物件の設置場所のすべてに自動販売機を設置することとします。詳細は、【別記】共通仕様書及び貸付物件一覧に記載しています。

施設名	設置場所	貸付面積 (㎡)	設置 台数	最低貸付料
奈良市生涯学習センター	1階エントランスロビー	1. 2 4	1	10,095円
西部公民館	6階ベンダールーム	1. 3 3	1	
三笠公民館	1階エントランスホール	1. 2 6	1	
富雄公民館	1階ロビー	1. 2 4	1	

《注意事項》

- 1) 入札説明会及び現地説明会は実施しません。なお、設置場所の見学を希望する場合は、【別記】共通仕様書及び貸付物件一覧に記載の施設にご連絡ください。
- 2) 貸付面積は、自動販売機の放熱余地・転倒防止板等の面積及び回収ボックスの面積の合計です。
- 3) 落札者は、貸付期間中、継続的に自動販売機を設置しなければなりません。
- 4) 自動販売機の設置場所、参考年間売上額等（令和4年度）については、【別記】共通仕様書及び貸付物件一覧を参照してください。
- 5) 最低貸付料を予定価格とします。
- 6) 最低貸付料は、1ヶ月間の貸付期間の総額であり、消費税及び地方消費税を含まない額です。
- 7) 最低貸付料は、光熱水費等を除いた額です。

2 貸付条件等

(1) 契約の形態

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、奈良市生涯学習財団が設置事業者に対し、教育財産である建物の一部を賃貸借する契約により行います。

(2) 貸付期間

令和6年6月1日から令和11年6月30日まで

※ この期間には、設置及び撤去にかかる期間を含みます。

※ 貸付期間の更新は行いません。

(3) 貸付条件等

ア 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移設費等の費用はすべて設置事業者の負担とします。

イ 光熱水費は、設置事業者の負担とします。自動販売機の年間消費電力量、水道料金等を用いて算定したうえで請求しますので奈良市生涯学習財団が指定する期限までに支払いしてください。

ウ 販売できる品目及び販売条件については、【別記】共通仕様書及び貸付物件一覧のとおりとします。なお、酒類・たばこの販売は認めません。

エ 利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

- 1) 入札条件を遵守し、貸付料及び光熱水費を期限までに確実に支払うこと。
- 2) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

オ 維持管理責任

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

- 1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者の責任において休館日を問わず、適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

なお、自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者（設置事業者の連結子会社、業務提携先の事業者等）に行わせようとする場合は、自動販売機の管理に関する届出書を奈良市生涯学習財団に提出すること。

- 2) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、回収ボックスに収納された容器は自社、他社製品、持ち込みを問わず設置事業者の責任で適切に回収処分すること。あわせて、周辺の清掃等を行い清潔な設置環境を保つこと。
- 3) 自動販売機を設置するに当たっては、据付け面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- 4) 販売品の搬入・使用済み容器の搬出時間及び経路については、施設管理者の指示に従うこと。
- 5) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出・検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。
- 6) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、連絡先を自動販売機前面に明記し、設置事業者の責任において対応すること。
- 7) 自動販売機を設置する際は、事前に施設管理者と打合せを行うこと。

カ 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を奈良市生涯学習財団に請求することができません。

キ その他

- 1) 奈良市生涯学習財団は、設置事業者に自動販売機毎の売上状況（品目ごとの売上数量、売上金額）について報告させることができます。
- 2) 奈良市生涯学習財団は、必要に応じて、施設内の人員配置の変更もしくは増改築を伴うレイアウトの変更、又は自動販売機の増設を行う場合があります。これにより自動販売機の売上が減少した場合においても、設置事業者は、奈良市生涯学習財団に一切の損害賠償を請求することができません。
- 3) 施設の休業、移転、廃止等の際には、「教育財産有償貸付契約書」に規定するとおり奈良市生涯学習財団（貸付人）と落札者（借受人）で協議のうえ、対応することとします。
- 4) 設置事業者は、貸付期間が終了する前に自己都合により自動販売機を撤去しようとする場合は、撤去しようとする日の3ヶ月前までに奈良市生涯学習財団に書面により通知してください。この場合、同物件に係る次回の入札には参加できません。

3 実施要領その他書式を示す日時

(1) 日時

令和6年4月9日（火）から同年4月19日（金）まで

(2) ダウンロード

奈良市生涯学習財団のホームページから実施要領等のファイルをダウンロードしてください。

4 申込資格

次のいずれにも該当しない法人であること。（この入札は奈良市に準じています）

- (1) 自動販売機の設置業務において自ら管理・運営する3年以上の実績を有しない者
- (2) 市税（奈良市外の事業者にあつては国税）を滞納している者
- (3) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中である者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定によ

- る再生計画認可の決定を受けている者を除く。)
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当する者
- (6) 次のいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とします。
- ア 奈良市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- イ 奈良市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が奈良市と契約を締結すること又は奈良市との契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により、奈良市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて奈良市との契約を履行しなかった者
- カ アからオのいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びその構成員
- (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及び当該団体の役職員又は構成員

5 質疑応答

- (1) 提出期間 令和6年4月9日（火）から同年4月15日（月）まで
- (2) 提出先 〒630-8357
奈良県奈良市杉ヶ町23番地
公益財団法人奈良市生涯学習財団 事務局
- (3) 提出方法 【様式3】質疑書に記入の上、電子メール(manabu@manabunara.jp)に添付して送信してください。
・件名は、「質疑書（自販機入札）」としてください。
- (4) 回答日 令和6年4月16日（火）
※ すべての質問と回答を取りまとめうえで、奈良市生涯学習財団ホームページに掲載します。個別には回答いたしません。
- (5) 注意点 記名等がないものにはお答えできませんのでご了承ください。なお、持参、口頭、郵送、ファックス等での質疑は受け付けません。

6 入札参加申込方法

(1) 提出書類 (各1部)

- ① 【様式1】一般競争入札参加申込書
- ② 【様式2】誓約書
- ③ 設置する自動販売機のカatalog (年間消費電力量記載のもの)
- ④ **複写物でも可**法人登記簿謄本 (全部事項証明。発行後3ヶ月以内のもの。)
- ⑤ **原本を提出**印鑑登録証明書 (発行後3ヶ月以内のもの。)
- ⑥ 奈良市物品購入等指名競争入札参加申請要領による申請に基づく資格者でない者にあつては、次の納税証明書 (発行後3ヶ月以内のもの。)

ア：奈良市内の事業者 [奈良市市民税課で証明]

(奈良市外の事業者で市内に支店・営業所を有するものを含む。)

・**複写物でも可**直近2年分の法人市民税の納税証明書

イ：奈良市外の事業者 [国税納税地を管轄する税務署で証明]

・**複写物でも可**納税証明書 (その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用)

※ 複写物については、原本を確認させていただく場合があります。

(2) 提出期間 令和6年4月9日(火)から同年4月19日(金)の午前9時から午後5時まで (月曜日は休館日のため持参できません。)

(3) 提出先 〒630-8357

奈良県奈良市杉ヶ町23番地

公益財団法人奈良市生涯学習財団 事務局

TEL: 0742-26-5600

担当 戸毛(とげ)、浦手(うらて)

(4) 提出方法 持参または郵送

※ 提出書類は、返却いたしませんのでご了承ください。

※ 申込書等の印鑑は、「実印」を押印してください。

※ 落札後の賃貸借契約は、【様式1】入札参加申込書に記載された名義でしか行いませんので、契約権限のある名義を使用するよう注意してください。

※ 入札を辞退する場合は、【様式4】入札辞退届を5の(2)まで持参または郵送にて提出してください。

7 入札参加の資格審査

提出していただいた書類により審査を行います。なお、次のような場合は全て無効となります。

(1) 6の(1)に掲げる提出書類に虚偽の記載や間違いがあったとき。

(2) 申込資格や指示事項等に違反したとき。

※申込資格が無いことが後日判明又は発生した場合には、落札しても契約を締結しません。契約締結後に判明した場合においては、直ちに契約を解除します。

※入札参加資格審査結果等の書類は送付しません。

8 入札方法及び開札の日時・場所

郵便入札とします。下記のとおり、【様式5】入札書を提出してください。

(1) 入札書について

入札書は、奈良市生涯学習財団が入札参加者に送付した郵便入札用封筒（参加資格通知書と同封しています）に封入してください。

※1ヶ月間貸付料の総額（消費税及び地方消費税を除く。）をもって落札価格としますので、入札書にはその金額を記載してください。

※郵便入札用封筒の裏面に、業者名を記入してください。

(2) 提出方法

一般書留又は簡易書留にて送付してください。持参での申込はできません。これ以外の方法により入札書を提出した場合は入札無効となりますのでご注意ください。なお、郵送に要する費用は入札参加者の負担とします。

(3) 提出期限

令和6年4月26日（金）必着

※この必着期限を過ぎたものは受理しません。また、郵便事故等により申請書類等が提出先に到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

(4) 提出先

〒630-8357

奈良市杉ヶ町23番地

公益財団法人奈良市生涯学習財団 事務局

(5) 入札保証金

免除します。

9 入札（開札）の日時・場所

（1）日時

令和6年5月1日（水）16時00分

（2）場所

〒630-8357

奈良市杉ヶ町23番地

奈良市生涯学習センター 3階学習室

（3）開札の立会について

開札立会人は、入札参加者の中から1人を選任します。開札立会人に選任された者には、開札立会依頼書を送付いたしますので、当日持参してください。開札立会人が代理による立会を行おうとする場合には、開札立会依頼書と同封している委任状（入札者本人の署名又は記名押印したもの）を持参してください。

10 入札の無効及び注意事項

（1）入札の無効 次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ア 入札に参加する資格のない者のした入札
- イ 入札書に記名押印を欠く入札
- ウ 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- エ 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札
- オ 入札に関し連合等の不正行為をした者の入札
- カ 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- キ 入札金額を訂正した入札
- ク その他奈良市生涯学習財団の定める入札条件に違反した入札

（2）注意事項

- ア 入札者は、本要領を熟読のうえ入札してください。
- イ 入札時間に遅れた者は入札に参加できません。
- ウ 入札会場への入場は、入札者又はその代理人のみとします。
- エ 代理人が入札する場合は、必ず入札前に委任状を提出してください。
- オ 入札書は所定の入札書により入札者又はその代理人自ら入札箱に投函してください。
- カ 入札締切り後は入札することができません。
- キ 提出した入札書はその理由にかかわらず書換え、引換え又は撤回をすることができません。
- ク 災害その他やむを得ない理由があるときは入札の中止又は入札期日の延期をす

ることがあります。

1 1 落札者の決定

(1) 落札者の決定

- ア 有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が、奈良市生涯学習財団が定める予定価格以上でかつ最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
- イ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、開札後に行うくじ引きにより、落札者を決定します。この場合、入札者はくじ引きを辞退できません。
- ウ 落札者が決定された場合は、直ちに口頭で落札者に通知します。

(2) 落札者には、下記の書類を送付します。

- ア 落札者決定通知書
- イ 行政財産貸付契約書
- ウ 自動販売機の管理に関する届出書

1 2 契約について

(1) 日時・場所

落札者に対して、別途通知します。なお、落札者が、令和6年5月11日（土）までに契約を締結しないときは、その落札は無効となります。

(2) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

(3) 契約について

- ア 契約に要する一切の経費等については、落札者の負担とします。
- イ 落札者は、契約書に記名押印の上、令和6年5月11日（土）までに奈良市生涯学習財団事務局へ提出してください。
- ウ 落札者が、以下の項目に該当するときは契約を締結しません。また、契約締結後に判明した場合においては、直ちに契約を解除します。
 - 1) 役員等（落札者の役員又は落札者の支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - 2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - 3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損

害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が1)から5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

7) 落札者が、1)から5)までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合〔6)に該当する場合を除く。〕に、奈良市生涯学習財団が落札者に対して当該契約の解除を求め、落札者がこれに従わなかったとき。

8) 落札者が、大量無差別殺人を行った団体の規制に関する法律に基づく処分の対象となっている団体及び当該団体の役職員又は構成員であると認められるとき。

エ 落札者が奈良市生涯学習財団との契約を締結しない場合（上記イの期日までに契約書が提出されない場合、及び上記ウにより契約を締結しない場合を含む。）には、当該落札は効力を失うとともに、当該落札者は、入札金額の100分の10に相当する額を損害賠償金として納付しなければなりません。

(4) 貸付料の支払方法

契約の相手方は、契約締結後、奈良市生涯学習財団が発行する請求書により納期限までに貸付料を支払いしなければなりません。

(5) 本書に定めのない事項は、地方自治法、施行令、奈良市生涯学習財団契約規程の定めるところによります。

(6) 契約保証金は免除とします。

13 教育財産の貸付料及び自動販売機の光熱水費について

(1) 支払方法

教育財産の貸付料及び自動販売機の光熱水費の支払方法は、年度ごとの「分割支払」による前払いです。奈良市生涯学習財団の発行する請求書により、当財団が指定する金融機関口座に振込みしてください。なお、振込手数料は落札者の負担とします。

(2) 支払期限

第1期（令和6年6月1日～令和7年3月31日）分

→令和6年7月1日（月）

第2期（令和7年4月1日～令和8年3月31日）分

→令和7年4月30日（水）

第3期（令和8年4月1日～令和9年3月31日）分

→令和8年4月30日（木）

第4期（令和9年4月1日～令和10年3月31日）分

→令和9年4月30日（金）

第5期（令和10年4月1日～令和11年3月31日）分

→令和10年5月1日（月）

第6期（令和11年4月1日～令和11年6月30日）分

→令和11年4月30日（月）

(3) 請求額の算定方法

ア) 電気料金

① 前年の3月から当年2月までの設置施設ごとの電気料金単価（施設全体の年間電気料金 [円] を施設全体の年間電力使用量 [kWh] で除した単価）を基準とし、当年度4月から3月までの電気料金単価として適用します。

② 自動販売機に表示されている年間消費電力量 [kWh] に、①の電気料金単価を乗じた金額を1年間の電気料金として請求します（1円未満の端数については、切り捨てます。）。

イ) 水道料金（水道水を使用する自動販売機のみ）

自動販売機1台につき1年間で水道水を1m³使用するものとし、納付期限日現在の奈良市企業局の水道料金（メータの口径13mm）に基づいて、1年間の水道料金として請求します（1円未満の端数は切り捨てます。）。

(4) 教育財産の貸付料の支払金額（1円未満の端数は切り捨てます。）

第1期 落札金額の10ヶ月分

第2期 落札金額の12ヶ月分

第3期 落札金額の12ヶ月分

第4期 落札金額の12ヶ月分

第5期 落札金額の12ヶ月分

第6期 落札金額の 3ヶ月分

(5) 光熱水費の支払金額（1円未満の端数は切り捨てます。）

第1期 1年間の光熱水費の12分の10

- 第2期 1年間の光熱水費の全額
- 第3期 1年間の光熱水費の全額
- 第4期 1年間の光熱水費の全額
- 第5期 1年間の光熱水費の全額
- 第6期 1年間の光熱水費の1/2分の3

※ 上記の金額に納付期限日現在の消費税及び地方消費税を加えた額を納付していただきます（1円未満の端数については、切り捨てます。）。

【別記】

共通仕様書及び貸付物件一覧

1. 設置機器の条件

- (1) 自動販売機（以下「自販機」）の前面に、設置事業者の連絡先を明記すること。
- (2) 自販機の機種は、省エネ法（「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（昭和54年法律第49号））に基づき経済産業大臣が定める「自動販売機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」により、省エネ対策を施したものであること。
- (3) 自販機の設置場所周辺との調和に配慮し、過度に目立つ色彩としないこと。
- (4) その他の必要条件については、自販機ごとに指定するので、次頁以降の「4. 貸付物件一覧」で確認すること。

2. 販売条件等

- (1) 販売条件は、個別に定めているので次頁以降の「4. 貸付物件一覧」で確認すること。
- (2) 酒類・たばこの販売を行わないこと。

3. 維持管理責任

- (1) 商品補充、金銭管理など自販機の必要な維持管理を行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 自販機の設置に当たっては、日本工業規格（JIS）の据付基準又は一般社団法人全国清涼飲料工業会の「自動販売機据付基準マニュアル」を遵守し、転倒防止措置を講ずること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (3) 自販機を設置する際は、事前に施設管理者と打ち合わせを行うこと。
- (4) 自販機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、回収ボックスに収納された容器は自社、他社製品、持ち込みを問わずその責任において適切に回収処分すること。あわせて、周辺の清掃等を行い清潔な設置環境を保つこと。
- (5) 販売品の搬入・使用済み容器の搬出時間及び経路について、施設管理者の指示に従うこと。
- (6) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出・検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。
- (7) 自販機の故障、問合せ及び苦情については、その責任において対応すること。

4. 貸付物件一覧

施設名	奈良市生涯学習センター	
所在地	奈良市杉ヶ町23番地	
設置場所	1階 エントランスロビー	
令和4年度売上	326千円	
設置面積	1.24㎡ 自動販売機部分 幅 1.1m×奥行 0.9m ※放熱余地・転倒防止板等の面積を含む。 回収ボックス部分 幅 0.5m×奥行 0.5m (0.05m以下切り捨て)	
販売条件	品目	缶又はペットボトル
	価格	標準価格以下
設置台数	1台	
現地問合せ先	奈良市生涯学習センター 0742-26-8811	
見取図		



施設名	奈良市立西部公民館		
所在地	奈良市学園南三丁目1番5号		
設置場所	6階 ベンダールーム		
令和4年度売上	433千円		
設置面積	1.33㎡		
	自動販売機部分	幅 1.2 m×奥行 0.9 m	※放熱余地・転倒防止板等の面積を含む。
	回収ボックス部分	幅 0.5 m×奥行 0.5m	(0.05m以下切り捨て)
販売条件	品目	缶又はペットボトル	
	価格	標準価格以下	
設置台数	1台		
現地問合せ先	奈良市立西部公民館 0742-44-0101		
見取図			



施設名	奈良市立三笠公民館		
所在地	奈良市大宮町四丁目313番地の3		
設置場所	1階 エントランスホール		
令和4年度売上	149千円		
設置面積	1.26 m ²		
	自動販売機及び回収ボックス部分 幅 1.8 m×奥行 0.7 m	※放熱余地・転倒防止板等の面積を含む。 (0.05m以下切り捨て)	
販売条件	品目	缶又はペットボトル (カップ飲料は不可)	
	価格	標準価格以下	
設置台数	1台		
現地問合せ先	奈良市立三笠公民館 0742-33-0515		
条件	※バリアフリー対応型とし、コインの一括投入口及び低位置に購入ボタンがあること		
見取図			



施設名	奈良市立富雄公民館		
所在地	奈良市鳥見町二丁目9番地		
設置場所	1階 ロビー		
令和4年度売上	143千円		
設置面積	1.24㎡		
	自動販売機部分	幅 1.1 m × 奥行 0.9 m	※放熱余地・転倒防止板等の面積を含む。
	回収ボックス部分	幅 0.5 m × 奥行 0.5m	(0.05m以下切り捨て)
販売条件	品目	缶又はペットボトル	
	価格	標準価格以下	
設置台数	1台		
現地問合せ先	奈良市立富雄公民館 0742-43-5386		
見取図			

